

子育て世帯を支援

各手当・医療費助成など

区では、児童手当をはじめとする各手当のほか、子ども医療費助成等を実施しています。

児童手当と子ども医療費助成の申請は、区役所・豊洲特別出張所の窓口(※)のほか、郵送申請書は区ホームページからダウンロード可)や電子申請(政府運営のマイナポータル内のびたりサービス(HP) https://app.oss.myna.go.jp/Application/search/)でも受付ができます。その他の手当は、区役所の窓口で申請してください(豊洲特別出張所では受付できません)。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁せずに対応できる手続きがありますので、ご利用ください。各手当および、ひとり親家庭等医療費助成には所得制限があります。

各手当は申請日の翌月分からの支給となります。詳細は、区ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

※緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在、豊洲特別出張所の窓口は開設を中止しています。お越しいただく際は、事前に開設状況をご確認ください。

☎(3647)4754
FAX(3647)9196

児童手当

日本に居住している15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している親または養育者

〔手当額(月額)〕

○3歳未満・15,000円

○3歳～小学校修了前(第1子・第2子)・10,000円

○3歳～小学校修了前(第3子以降)・15,000円

○中学生・10,000円

○所得制限限度額以上・児童1人当たり一律5,000円

※公務員の方(独立行政法人等に勤務の方を除く)は、勤務先に確認のうえ申請してください。

児童育成手当

母子・父子家庭または同様の家庭・障害を有する児童を養育している方が対象です。

育成手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方で、児童が「表2」のいずれかに該当する場合は

〔手当額(月額)〕

1人につき13,500円

障害手当

障害を有する20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合は

○身障手帳1・2級程度の児童

○愛の手帳1・3度程度の児童

○脳性まひ、進行性筋萎縮症の児童

〔手当額(月額)〕

1人につき15,500円

児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育している父、母または養育者で、児童が「表2」のいずれかに該当する場合は

〔手当額(月額)〕

○1人目
10,180～43,160円

○2人目
5,100～10,190円を
加算

○3人目以降
1人につき3,060～6,100円を加算

特別児童扶養手当

障害を有する20歳未満の児童を養育している方で、児童が次のいずれかに該当する場合は

○身障手帳1・3級程度の児童

○愛の手帳1・3度程度の児童

○長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童

〔手当額(月額)〕

○重度(身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度)の児童
1人につき52,500円

○中度(身障手帳3級、愛の手帳3度程度)の児童
1人につき34,970円

ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で中度以上の障害を有する児童を養育している父、母または養育者で、児童が「表2」のいずれかに該当する場合は

〔助成範囲〕各種健康保険法の定めによる医療機関等に支払う医療費の自己負担分(世帯の課税状況に応じその一部または全部)

台風19号で被災された方へ

被災者生活再建支援金により住宅の建設・購入、補修等の費用を補助

昨年の台風19号により住宅に著しい被害を受けた世帯に対し、住宅の建設・購入、補修、賃貸に要した費用の一部を補助します。

〔対象世帯〕発災当日、区内に居住しており次のいずれかの被害を受けた世帯で、住宅の建設・購入等の住宅再建を実施する世帯

①住宅が全壊した世帯

②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅を解体し、または解体されるに至った世帯(ただし、倒壊による危険を防止するため必要があること、居住するために必要な補修等が著しく高額となること、その他やむを得ない事由による)

③住宅が大規模半壊となった世帯

体罰のない社会へ

近年子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。その中には、保護者が「しつけ」と称して暴力を伴う虐待を行い、死に至るケースもあります。こうしたことを踏まえ、児童福祉法等の改正法において、体罰が許されないものであることが法定化され、令和2年4月1日から施行されました。体罰のない社会を実現するために、一人ひとりの意識を変え、ともに、子育て中の保護者の支援を含め、体罰によらない子育てを応援し、社会全体に広げていきましょう。

「体罰の一例」

○言葉で何度も注意したけど、うごかさないで、頬を叩いた

○宿題をしなかったので、夕ご飯を

④住宅が半壊した世帯

〔補助額〕住宅再建(①建築・購入②補修③賃貸)に要した費用。ただし、被害状況および再建方法ごとに上限額が異なります(60万円～300万円)。詳細はお問い合わせください。

〔申込期間〕11月11日(水)まで。ただし、期日までに工事等着工していることが条件となります。

☎(3647)4318
FAX(3647)9186

に関する相談を行っています。まずはお電話ください。

月～土曜9:00～18:00(有明のみ日曜も開設)	
深川北子ども家庭支援センター	5600-8708
豊洲子ども家庭支援センター	3536-7682
有明子ども家庭支援センター	5962-4118
東陽子ども家庭支援センター	5665-4017
大島子ども家庭支援センター	5836-1625
南砂子ども家庭支援センター	5617-7772

子育て支援相談体制を強化

子ども家庭支援課と南砂子ども家庭支援センターを合わせて「江東区子ども家庭総合支援拠点(※)」と位置付け、子育て支援と虐待予防・対応の体制をさらに強化していきます。

※子どもとその家庭および妊産婦等を対象に、相談からソーシャルワーク業務まで広く支援機能になう拠点

☎(3647)4408
FAX(3647)9196

区では児童虐待に関する通告(相談)を受け付ける「子ども虐待ホットライン」(表1)を設置しています。虐待が疑われる場合や保護者自身が子育てに行き詰まり不安な場合も悩まず、迷わずご相談ください。苦しい思いをしている保護者や子ども、ご自身に相談者を作るきっかけになります。

また、お近くの子ども家庭支援センター(表2)でも子育て

表1 児童虐待・養育相談窓口

江東区子どもの虐待ホットライン(南砂子ども家庭支援センター)(月～土9:00～18:00)	3646-5481(サブロウゴイシロウヨウハイ)
子ども家庭支援課養育支援係(月～金8:30～17:00)	3647-4408

江東区の職員を名乗る詐欺の電話に注意 「還付金がある」などと言われ、多くの区民が大金や個人情報などをだまし取られています！区役所や警察など、行政機関を名乗る電話には注意してください。必ず代表電話(江東区役所☎3647-9111)に確認を！☎危機管理課防犯担当☎3647-4399、FAX3647-9651